

## 舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（舞鶴市廃棄物減量等推進審議会）

第 8 条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等に関する事項について審議するため、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

（審議会の組織等）

第 9 条 審議会の委員は、市民、事業者、識見を有する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

## 舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則（抜粋）

（舞鶴市廃棄物減量等推進審議会の所掌事務）

第 3 条 条例第 8 条に規定する舞鶴市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、審議し、答申するものとする。

- （1）一般廃棄物の減量化に関する事項
- （2）一般廃棄物の適正処理に関する事項
- （3）その他市長が特に必要と認める事項

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求めて、その意見を聴くことができる